



中央会の共済制度

Question

中央会では、会員の福祉向上の一環として、共済制度を実施していると聞きました。共済制度には、どのようなものがありますか？

Answer

本会は主に、(独)中小企業基盤整備機構が運営する、倒産防止共済(経営セーフティ共済)と小規模企業共済、(独)勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(以下、中退共本部)が運営する、中小企業退職金共済の普及推進を実施しています。いずれも、国の共済制度であり安全性は極めて高いものです。

倒産防止共済(経営セーフティ共済)は、取引先の倒産等により売上債権の回収が困難となった際に無担保・無保証人で(独)中小企業基盤整備機構から貸し付けが受けられる制度です。貸し付けを受けられる金額は、お支払いされた掛金の最高で10倍(上限8,000万円)となっています。中小企業であれば法人の方でも個人事業者の方でも、ご利用いただけます。

掛金は月額5千円から20万円までの間にて5千円単位で選択でき、所定によって自由に変更できます。掛金は、全額損金への算入(個人事業者は必要経費への算入)が可能で、累計で800万円まで払い込みが可能であり一定の要件を満たすことにより解約時に解約手当金を受け取れます。

小規模企業共済は、小規模企業(卸売業・小売業及び宿泊業・娯楽業を除くサービス業を営む企業は、常時使用する従業員の数が5人以下、宿泊業・娯楽業をはじめとするその他の業種を営む企業は、常時使用する従業員の数20人以下)の会社等役

員の方、小規模企業を運営する個人事業者の方が利用できる、積み立てによる退職金制度です。

ご自身での積み立てのため、確定申告の際に掛金の全額が所得控除の対象となります。掛金は月額1千円から7万円までの間にて5百円単位で選択でき、所定の手続きにより自由に変更できます。

共済金は退職・廃業時に受け取ることができ、受け取りの形式(一括、分割、一括と分割の併用)を自由に選べます。

中小企業退職金共済は、従業員の退職金積み立て制度であり、法人の方でも個人事業者の方でもご利用いただけます。企業と中退共本部の契約だけで、退職金制度を導入できるため、手軽に退職金制度を導入できます。掛金は全額企業負担ですが、従業員の負担がないため、従業員の定着率を向上させる福利厚生制度の構築に最適です。

掛金は、全額損金への算入(個人事業者は必要経費への算入)が可能です。16段階と幅広い範囲で従業員ごとに掛金を設定でき、所定の手続きを経ることで自由に変更できます。

従業員は退職時に60歳以上であれば、中退共本部より退職金を受け取る形式(一括、分割、一括と分割の併用)を自由に選べます。

ご利用を検討される方は是非、本会へご相談ください。